

兵庫県公報

平成28年3月29日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立神出学園管理規則の一部を改正する規則（青少年課）	1
○ 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（薬務課）	1
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	2
告 示	
○ 有害興行の指定（青少年課）	2

公布された法令のあらまし

●兵庫県立神出学園管理規則の一部を改正する規則（規則第9号）

不登校、ひきこもり等の状態にある若者の早期かつ時宜を得た受入れの体制を整えるため、兵庫県立神出学園の入学の時期の弾力化を図ることとした。

●麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第10号）

麻薬及び向精神薬取締法及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正により、麻薬小売業者間の麻薬の譲渡しの許可の権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることに伴い、当該許可の申請等に係る書類の提出先及び提出部数を定める等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）

次の県営住宅の駐車場を整備し、名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額の限度額
住吉台鉄筋住宅駐車場	神戸市東灘区住吉台	16,500円
玉津鉄筋住宅駐車場	神戸市西区曙町	9,800円

規 則

兵庫県立神出学園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第9号

兵庫県立神出学園管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立神出学園管理規則（平成6年兵庫県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び10月」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、4月以外の月においても入学させることができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第10号

麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「保健所を設置する市の区域内の麻薬業者、向精神薬業者、麻薬等原料業者、薬局開設者及び医薬品卸売販売業者にあつては、直接1部」を「法第50条の27の規定による届出に係る書類にあつては、3部」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる書類については、当該各号に定める部数を直接知事に提出しなければならない。

- (1) 法及び省令の規定により提出する書類のうち、保健所を設置する市の区域内の麻薬業者、向精神薬業者、麻薬等原料業者、薬局開設者及び医薬品卸売販売業者に係るもの（次号から第5号までに掲げる書類を除く。） 1部
- (2) 法第46条第1項の規定による届出に係る書類、法第50条の27の規定による届出に係る書類のうち保健所を設置する市の区域内の麻薬等原料業者に係るもの及び省令第9条の2第10項の規定による申請に係る書類 2部
- (3) 省令第9条の2第1項の規定による申請に係る書類 申請者の数に1を加えた部数
- (4) 省令第9条の2第6項及び第7項の規定による届出に係る書類 届出者の数に1を加えた部数
- (5) 省令第9条の2第11項の規定による返納に係る書類 1部

附 則

この規則は、平成28年4月1日より施行する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第11号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第41条の2第2号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に、「同条第4項第8号」を「同条第4項第12号」に改める。

別表第5 青木住宅駐車場の項の次に次のように加える。

住吉台鉄筋住宅駐車場	神戸市東灘区住吉台	16,500
------------	-----------	--------

別表第5 木幡鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

玉津鉄筋住宅駐車場	神戸市西区曙町	9,800
-----------	---------	-------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第41条の2第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第407号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名称	制作・配給会社
映画	人妻Gスポット たまらない快感	新東宝映画
同	華魂 幻影	渋谷プロダクション
同	淫欲開花！ 魅惑のラブハウス	オーピー映画
同	汗ばむ美乳妻 夫に背いた昼下がり	オーピー映画
同	変態芸術 吸いつく結合	オーピー映画